

地方独立行政法人西都児湯医療センターに関する決議

西都市の救急医療を考える場合、「西都児湯医療圏」の中核病院として重要な役割を果たしてきた西都医師会病院（旧西都市西児湯医師会立西都救急病院）の歴史を忘れてはならない。同病院は、昭和55年12月設立以来、365日24時間体制で一次及び二次救急患者を受け入れる救急病院として30年にわたり、西都市民はもちろん児湯郡内の住民の多くの命を救うとともに地域医療に貢献してきた。そのことが、地域住民にとって安全・安心の地域社会を築く上で、救急医療を担う病院はなくてはならない存在となった。

西都医師会病院は、平成22年度をもって閉院した。平成23年4月から「医療法人財団西都児湯医療センター」へ経営が引き継がれた。しかしながら同医療法人は、わずか3年余りで経営危機に陥った。宮崎大学医学部附属病院から、医師派遣の条件として「病院の形態は公的医療機関が望ましい」等との意見を踏まえ、西都市は平成28年4月、公的医療機関である「地方独立行政法人西都児湯医療センター」を設立した。

同法人設立後、新病院建設計画は、平成30年11月、「西都児湯医療センター施設整備基本計画（案）」を決定し、国に対して病院事業債の仮申請が行われた。平成31年4月には、新病院の建設場所を『妻地区（現西都児湯医療センター周辺）』とする、市としての方針が決定され、5月には県を通じて提出された病院事業債の申請書が、国のヒアリングにおいて事業計画が了承された。そのことを受け6月議会と9月議会において、「不動産鑑定」予算の議決を経て鑑定評価が進められ、令和2年4月「新病院建設予定地に係る土地の鑑定評価及び物件補償に関する業務」が完了した。

西都市議会は、平成21年3月議会において、「①24時間救急医療体制の確立を図るため最大限の努力をすること、②病院の建物が老朽化していることに鑑み、新病院建設に向けて検討を始める」等とする「西都医師会病院の充実に関する決議」を全会一致で決議した。この決議の精神に基づいて、平成26年度には、「西都児湯医療センターを、市民が求める救急医療を担うことのできる公的医療機関として再建を果たすための条件整備等を調査検討すること」、平成30年度からは「市民が求める救急医療を実現させるため、新病院建設及び環境整備について調査検討を行なうこと」等、「新病院建設」を目的とした「救急医療対策調査特別委員会」を設置するなど、一貫して、市民が求める新病院建設と救急医療実現のために活動を行ってきた。

医療センターは令和2年4月、新理事長による新体制がスタートした。常勤医師の退職による患者数の減少による影響が出ているが、同法人定款第1条による体制のもと、大学病院、県立病院、医師会等の協力によって、新たな医療体制による再建が進められている。医療センターの経営に最終的責任を負うのは設立者である西都市である。市民が安心して生活できる医療環境を築くためにも新病院建設と救急医療体制実現の課題は、行政と議会に課せられた責務である。

よって、本市議会は、医療センターを守り、計画されている医療センター新病院建設計画と24時間一次救急医療の早期実現を願う立場から、次の事項を強く求めるものである。

記

1. 医療センター・医師会・行政による「三位一体」体制のもと、医療体制の充実と再建を図ること。
2. 市民の悲願である医療センター新病院建設と24時間一次救急医療の早期実現を図ること。

以上、決議する。

令和2年12月17日

西都市議会